

ふくしまデスティネーションキャンペーン販促品制作業務
業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、「福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会」（以下、「甲」という。）が「 」（以下、「乙」という。）に委託する「ふくしまデスティネーションキャンペーン販促品制作業務」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務名

ふくしまデスティネーションキャンペーン販促品制作業務

3 委託業務の期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）

4 業務の目的

令和8年4月～6月に開催されるふくしまデスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）及びその後のキャンペーンに向けて、オリジナル販促品の制作及び昨年度製作した別紙に示すデザイン規格に基づく販促品を製作し、県内各所の観光関連施設等に発送することで、機運醸成及び地域の盛り上がりを図ることを目的とする。

5 委託業務内容

（1）販促品の制作

令和8年度のDC～令和9年度のキャンペーンにかけて使用するため、素材等は耐久性のあるものとする。

ウ～キは、昨年度製作した仕様を踏襲し、デザインに令和9年度のキャンペーンの開催期間を追加すること。

ア オリジナル販促品 最低1,000部

DCのテーマ「風の恵」、「風の香」、「風の詩」、「風の路」又はキャッチコピー「しあわせの風ふくしま」のロゴデザインを踏襲したデザインとし、福島らしさをPRできるイ～キ以外の新たなオリジナル販促品を制作すること。

なお、本業務で制作するオリジナル販促品は、観光客への配布を目的としたノベルティは含めず、観光関連施設等での掲出や観光客のおもてなしに使用するものなど機運醸成や地域の盛り上がりを図るためのツールであること。

イ 手旗 最低2,000枚

DCのテーマ「風の恵」、「風の香」、「風の詩」、「風の路」又はキャッチコピー「しあわせの風ふくしま」のロゴデザインを踏襲したデザインとすること。

サイズ：縦210×横300mm以内、色数：4C×4C

加工：遮光ツイル

ウ フラッグ 最低1,000枚

サイズ：縦 800×横 500mm 以内、色数：4C×4C

加工：遮光ターボリン、ハトメ加工

エ 車両用マグネット 最低 800 枚

サイズ：縦 300×700mm 以内、色数：4C×0C

加工：ラミネート加工

オ 缶バッジ 最低 10,000 個

デザイン：5 種（4 種類×1,000 個、1 種類×6,000 個）

サイズ：44mm

加工：個別 PP 袋入り

カ のぼり旗 最低 1,500 枚

サイズ：縦 1,800×横 600mm、色数：4C

加工：ヒートカット、防炎加工、個別 PP 袋入り

キ ミニのぼり旗 最低 1,500 枚

サイズ：縦 300×横 100mm、色数：4C

加工：ヒートカット、防炎加工、台座付き、個別 PP 袋入り

（２）外国語版の製作

販促品の英語版、繁体字版を製作すること。ア～エの規格は（１）と同様とし、オは昨年度製作した日本語版の仕様を踏襲し、製作すること。

ア 手旗 最低各 30 枚以上

イ 缶バッジ 最低各 50 個以上

ウ のぼり旗 最低各 30 枚以上

エ ミニのぼり旗 最低各 30 枚以上

オ テーブルクロス 白地各 1 枚、青地各 1 枚

サイズ：縦 1,760×横 3,200mm、色数：4C

加工：防炎トロマット、布用インクジェット出力、周囲三巻き縫製

（３）県内各箇所への発送

完成した販促品を甲が指定する県内各所に令和 8 年 3 月上旬までに発送すること。ただし、甲への納品は 2 月 27 日（金）とする。なお、販促品のうち（１）オについては、令和 8 年 1 月 30 日までに甲が指定する箇所へ一部納品すること（数量については別途提示）。

6 成果品

（１）販促品 一式

（２）販促品のデザイン 一式

（３）その他、甲が必要と認めるもの 一式

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるものの他、次の各号にかかげる書類を提出しなければならない。

（１）契約締結後に速やかに提出するもの

ア 委託業務着手届（様式第 1）

イ 統括責任者通知書（様式第2）

ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

（2）業務完了後に速やかに提出するもの

ア 委託業務完了届（様式第3）

イ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

8 その他

- （1）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた時は、甲乙協議の上、定めることとする。
- （2）ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- （3）詳細な回数、その他数値については、事業の相手方の事情などにより変更する可能性があるため、必要に応じて協議することとする。
- （4）社会情勢の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、甲乙が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。
- （5）成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。成果品において、二次使用が認められないコンテンツがある場合は、乙はその内容を甲に明示すること。
- （6）本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。